

九州女子大学・九州女子短期大学

教職員の公的研究費に関わる行動規範

令和3年11月11日

学 長 裁 定

九州女子大学・九州女子短期大学（以下「本学」という。）の教職員は、建学の精神「自律処行」に則り、社会の信頼に応えるべく、教育理念を達成する本学の一員であることを自覚し、公的研究費の適正な運営・管理を遂行するため、以下のとおり行動規範を定める。

1. 本学の教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、社会の信頼に応えるため、公正に使用しなければならない。
2. 本学の教職員は、公的研究費の使用にあたり、配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守しなければならない。
3. 本学の教職員は、研究計画に基づき、公的研究費を効率的かつ適正に執行しなければならない。
4. 本学の教職員は、公的研究費の不正行為が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、細心の注意をもって、公的研究費を適正に執行（管理）しなければならない。
本学の研究者と事務職員は相互に連携し、不正使用を未然に防止するとともに、事務処理を適正に行わなければならない。
5. 本学の教職員は、取引先に関して、公正な取引を確保し、談合、優越的地位の濫用など、法令、規則の違反となるような行為は行わない。さらに、不正行為または不正行為の恐れがあると思われる場合は、通報（告発）・相談窓口（総務課長）を通じて報告しなければならない。
6. 本学の教職員は、公的研究費に関する研修会に積極的に参加し、関係法令、ガイドライン等の知識習得、意識の向上を図り、事務処理手続き及び使用ルールの理解、並びに啓発活動に協力しなければならない。
7. 本学の教職員は、公的研究費の適正な管理のため内部監査に協力しなければならない。